

内灘町最低制限価格算出要綱

平成25年内灘町告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、内灘町財務規則（昭和40年規則第4号。以下「財務規則」という。）第65条第3項の規定による工事の請負契約について最低制限価格の算出方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第2条 財務規則第62条第2項に規定する予定価格が130万円以上の工事の請負契約に係る最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる工事の種別（当該工事の予定価格算出の基礎とした設計書等（以下「設計書等」という。）に係る工事の種別をいう。）に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

(1) 土木工事 次に掲げる額の合算額

- ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 建築工事及び設備その他工事 次に掲げる額の合算額

- ア 直接工事費に10分の8.5を乗じて得た額に10分の9.5を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 直接工事費に10分の1.5を乗じて得た額と現場管理費の額の合算額に10分の8を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別な工事については、10分の9から10分の7までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額を最低制限価格とする。

(落札者の決定等)

第3条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を失格とする。この場合において、入札執行者は入札参加者に対して、当該入札者を失格とする旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をも

って入札をした者(同価の入札をした者が二人以上あるときは、施行令第167条の9の規定によるくじ引きにより決定した者)を落札者とする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。